

換気実験台（ドラフトを含む）

適用範囲

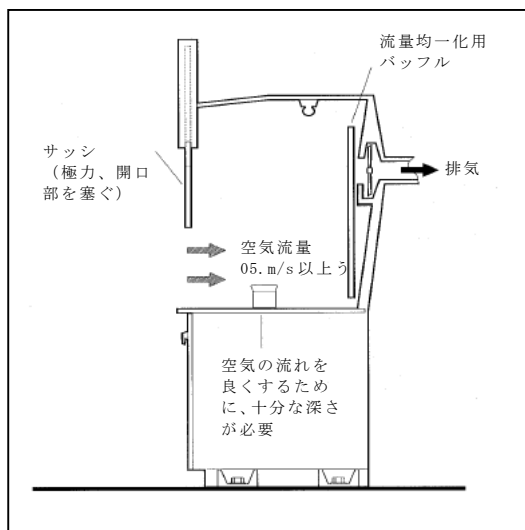
本作業指針シートは ILO 化学物質管理ツールキットの一部で、化学物質処理やその他の作業で、管理段階 2 が適用され、換気実験台を必要とするときに使用する。本作業指針シートは、下面または背面から排気する換気実験台またはドラフトを使用するときの規範を示す。固体または液体の秤量や混合などの小規模作業に適用する。本作業指針シートはまた、化学物質に対するばく露を適切なレベルまで抑制するために従わなければならない注意事項も示す。すべての規範と注意事項に従うことが重要である。化学物質によっては引火性または腐食性があるので、これらの危険性に対しても適切な管理が必要である。詳細は、各化学物質安全データシートを参照すること。汚染空気を外気に排出する前に、排ガス処理装置を通すことが必要な場合もある。本シートは、作業者の健康を守るための最低限の基準を示すものであり、プロセス管理またはその他のリスク管理において適用されるこれより低い基準を正当化するためには使用してはならない。

作業場

- 関係者以外は作業場に入れない。風下における作業は避ける。

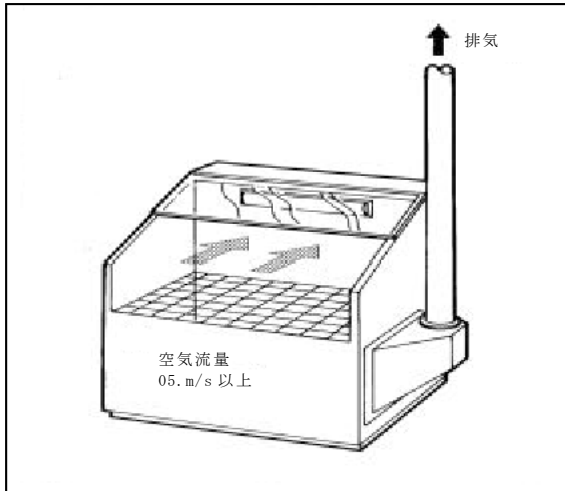
設計と装置

- 換気実験台（ドラフトを含む）が規格に従って設計・設置されていることを確認すること。



- 作業者の手元での空気流速は、蒸気で 0.5m/s 以上、粉じんでは 1.0m/s 以上とする。
- 設計者／製造者／設置者は、実験台（ドラフトを含む）が要求される仕様・規格に従って設計・設置されていることを確認できる資料を提出すること。
- できる限り、作業空間を囲って開口部を減らすこと。また、必要な装置や材料が置ける十分な広さを確保すること。
- 十分な照明が必要である。防じん構造、防爆構造とするなど扱う材料に対して適切な型式のものを用いること。
- ドラフト気流が換気を妨害しないよう、で

きる限り、扉、窓、および通路から離れた場所に設置すること。



- 空気の排出に対応した流入を確保すること。
- 空気の排出は、扉、窓、および吸気口から離れた安全な場所に行くこと。また、排出によって近隣に迷惑がかからないように注意すること。
- マノメーター、圧力計、リボンなどの簡単な方法により、換気の状態を確認すること。
- 実験台（ドラフトを含む）内にもものを放置しないこと。

点検、検査および保全

- 製造者から装置の設計性能に関する情報を入手して保管し、性能の評価に使用すること。
- 毎日、換気システムの電源を入れるとき正しく作動することを確認すること。
- 毎週1回、ダクトの状態を目視検査し、損傷を見つけたら必要に応じ修理すること。
- 少なくとも年1回、システム全体の点検と検査をすること。
- 装置の有効性と効率を維持するよう、供給業者／設置業者の指示に従った保全を行うこと。
- 作動に問題がある場合には、装置を使わないこと。

清掃と整理整頓

- 作業場に持ち込む材料は、当日に使用する分だけとすること。
- 作業機器と作業場を毎日清掃すること。
- こぼれたものは、作業場の粉じんまたはペーパーの発生源となる。こぼれた時は、直ちに完全に拭き取ること。
- ほうきや圧縮空気を使って清掃をしてはならない。濡らした布または真空掃除機を使うこと。
- 使った後、すぐに容器の蓋をすること。
- 容器は損傷するおそれがない安全な場所に保管すること。
- 直射日光が当たる場所に、揮発性液体を置かないこと。
- 空になった容器は安全な方法で廃棄すること。

個人用保護具（PPE）

- 有害性グループSの化学物質が皮膚、眼に触れ、または皮膚から体内に入ると危険である。皮膚を化学物質から守る方法に関しては、作業指針シートのSk100とSk101を参照すること。
- 各化学物質の安全上の注意事項によるか、納入業者に問い合わせるかして、必要な個人用保護具を用意すること。
- 保護具の手入れをすること。使わないときは、清掃してから清潔かつ安全な場所に保管すること。
- 保護具は常に清潔を保ち、指定された期間が経過したか、破損したときには交換すること。

教育訓練と管理

- 作業者に扱う物質の危険性・有害性を教育し、作業指針シートと保護具の必要な理由を理解させること。
- 作業者に化学物質の安全な取り扱い方を教育すること。
- 作業指針シートを実践していること、および問題が発生したときの対処方法を知っていることを確認すること。
- 決められた注意事項の守られていることが確認できる体制を確立すること。